

知的財産戦略本部構想委員会（第5回）

日時：令和3年3月29日（月）16：30～18：30

場所：WEB開催

出席：

【委員】

渡部座長、梅澤委員、川上委員、喜連川委員、久貝委員、小谷委員、コチュ委員、杉村委員、瀬尾委員、竹中委員、立本委員、田中仁委員、田中里沙委員、田路委員、林委員、宮島委員、柳川委員、山本貴史委員、山本正己委員、山田委員

【事務局】

田中局長、渡邊次長、川上参事官、小林参事官、吉弘企画官

1. 開会

2. 議事

(1) 標準必須特許を巡る紛争解決について

(2) Create Japan ワーキンググループの活動報告

○川上参事官 御多忙のところ、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、内閣府知財事務局の参事官の川上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、本日のオンライン会議の進行について、御説明させていただきます。

まず会議中はノイズを防ぐため、発言時以外はマイクのミュートをお願いいたします。マイクがミュートでない場合、事務局でミュート操作をさせていただく場合がございますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

また、委員の皆様におかれましては、会議中はカメラを常にオンにさせていただくようによろしくお願いいたします。

御発言を御希望の場合は、画面で手を挙げていただくとともに、挙手ボタンにてお知らせいただくよう、お願いいたします。

御発言される際には、マイクをミュート解除にいただき、発言が終わりましたら、マイクを再度ミュートにして、挙手ボタンを解除していただくようお願いいたします。

なお、本日は落合委員、吉村委員、中村委員は御欠席です。

有識者といたしまして、NTT株式会社の常務執行役員、研究企画部門長の川添様、創英国際特許法律事務所弁護士の設楽様、パナソニック株式会社知的財産センター長の徳田様、一般社団法人日本自動車工業会総合政策委員会知的財産部会長の別所様に御出席いただいております。後ほどプレゼンをいただくこととなっております。

なお、本日は報道関係者も傍聴されておりますので、あらかじめ御承知おきいただければと思います。

それでは、ここからの進行を渡部座長にお願いしたいと思っております。お願いいたします。

○渡部座長 皆さん、こんにちは。

それでは、本日は標準必須特許をめぐる紛争解決を中心に、最後、Create Japan ワーキンググループの話題がございます。

まず最初に、議題1、標準必須特許に関して、知財事務局より資料1の説明をお願いいたします。

○川上参事官 それでは、資料1を御覧いただければと思います。

本日は、この後、有識者の皆様方からのプレゼンテーションをいただくことになってございますけれども、その前に標準必須特許をめぐる論点としまして、事務局から改めておさらいをさせていただければと思っております。

1 ページを御覧いただければと思います。これは前回の構想委員会におきまして、特許庁さんから標準必須特許の手引についての御説明がございました。そこで大きく四つの論点が整理されておりますので、これを改めて御説明させていただきたいと思っております。

一つ目の点といたしましては、誠実な交渉プロセスとは何かといった論点でございます。

標準必須特許につきましては、実施者側が誠実な交渉に応じていれば、差止めを受けないということが各国の裁判例を通じまして、ルール化されている状況でございますので、左側の図がございますけれども、当事者がこの各交渉段階においてどのような対応をしなければならないか、これが論点になっているところでございます。

続きまして、右側で権利者側の主張、実施者側の主張を整理してございます。

権利者側からは、実施者側が理由を説明しないまま交渉に応じないなど、交渉を遅延させているケースがあるといった主張とか、あるいは実施者が機密を含む情報を要求しながら、秘密保持契約に応じないケースがある、こういった主張がなされることが多くございます。

実施者側の主張といたしましては、特許権者が特許と標準の対応関係についての資料を提示しないということで、交渉に応じられないケースがあるといった主張とか、特許権者が秘密保持契約を締結しない限りクレームチャートのような資料を提示しないケースがあるといった主張がなされることがあるということでございます。

2 ページでございますけれども、ライセンス交渉の主体についてです。

サプライチェーンの中のどのレベルの主体、例えば最終製品メーカー、あるいは製品メーカーがライセンス契約の締結主体となるべきかについて、論点になっているところでございます。

左側の図がございますけれども、現状、権利者側からは、最終製品メーカーに対してライセンス交渉のオファーがなされているのに対しまして、サプライチェーン側からは、サプライヤーがライセンス交渉のオファーをしているといった状況です。

これにつきまして、SEP権利者側の主張でございますけれども、特許権者が最終製品メーカーに対して、ライセンス交渉の当事者となることを求めてきた場合には、最終製品メーカーがこれに応じないことは不適切、こういった主張がなされています。

その背景には、Access for allの考え方がございまして、FRAND宣言というのは、全ての当事者にライセンスすることを求めるものではなく、技術を利用したい者が標準技術にアクセスできることを担保する仕組みである、こういった考え方が背景にございます。

これに対して、最終製品側の主張でございますけれども、サプライヤーがライセンス交渉を求めてきた場合は、特許権者が交渉を拒むことは差別的であるといった主張がなされました。

その背景にあるのは、License to allの考え方です。SEPの保有者というのは、ライセンスの取得を希望する全ての主体に対して、ライセンスをしなければならない。こういう考え方があります。

3 番目の論点といたしまして、合理的なロイヤルティーにつきまして、ロイヤルティーの算定の基礎をどのように決定するかといったところが論点になってございます。

権利者側の主張といたしましては、Entire Market Valueという考え方です。すなわち最終製品全体の価格が算定の基礎になる、こういう考え方が主張されているのに対しまして、

実施者側からは、SSPPUという考え方、すなわち部品の価格が算定の基礎になるという考え方が主張されている状況でございます。

四つ目の論点でございますけれども、非差別的なロイヤルティーをめぐるまして、同一の標準技術が異なる用途で使用されている場合に、異なったライセンスの料率、あるいは額を適用することが差別的かどうかについて、論点になってございます。

これにつきましては、権利者側の主張でございますけれども、同一の標準技術であっても、その技術の使われ方が異なれば、ロイヤルティーの料率、あるいは額が異なるべきといった考え方が主張されるのに対しまして、実施者側からは、同一の標準技術であれば、同一のライセンスの料率、あるいは額が適用されるべき、こういった主張がなされているということでございます。

その次のページでございます。これは前回の構想委員会で委員の方々から御発言いただいた内容でございます。

全般的な内容につきましては、例えば5Gの技術について見ると、日本企業は国際コミュニティに参加できるメンバーになっていない、こういう懸念がございました。

Beyond 5Gの国際標準を日本が取っていく際に、日本が得られる利益は何かを明確にしてほしいという御意見がございました。

Beyond 5Gのどのジャンルにおいて、日本が世界で戦えるのかを見つけていってほしいといった御意見がございました。

標準必須特許をめぐる紛争につきましては、権利者と実施者の意見の対立があって、今、交渉がうまくいっていない、こういう状況でございますけれども、それが裁判で決着するということが適切なかどうか、そういった問題提起がございました。

標準化の戦いはグローバルなものであって、政府等を巻き込んだ活動にしていくべきではないかという御意見がございました。

日本でも標準必須特許をめぐる訴訟は実際に起きているが、実際の判決が出る前にまともなままになって、判決に至っていないといった御指摘がございました。

標準必須特許をめぐる紛争について、日本としてどのように解決していくことが妥当かについて、積極的に議論、検討して発信していくべきといった御意見です。

一番下でございますけれども、日本として何らかのルール形成に関与していくべきではないかといった意見がございました。

次のページでございますけれども、特許庁の手引につきましては、この手引が出てから3年程度たっている状況ですが、EUで専門家のレポートが出されているので、この手引についても改正してほしいといった御意見がございました。

中小企業にとっての手引が指針になっているといった御意見、独禁法の考え方等々を含めて、特許庁で早急に調査研究をグローバルにやってほしいといった意見がございました。

7ページ、8ページは、欧州の専門家グループの報告書が先月に公表されておりますので、簡単に御紹介をさせていただきます。

報告書の構成は、そこに書いてあるとおりでございまして、標準必須特許について、かなり論点が網羅的に整理されているものでございます。ただ、この報告書自体、欧州委員会の統一的な見解を示すものではなくて、79の提案をそこに書いておりまして、それぞれ専門家からの指示の度合いを星の数で評価をしている、こういった構成になってございます。

その中で、今回の議論に一番関係しそうなPART3.2のところに、バリューチェーンにおけるライセンスという項目がございます。それが次のページでございましてけれども、そこでどういった議論がされているかということを中心に簡単に御紹介いたしますと、三つの原則が提示されてございます。

一つは、特定のライセンス製品に対するライセンス、これは単一レベルで行われるべきといった原則です。

二つ目は、ライセンスのレベルに関係なく、FRANDのロイヤルティーは一律であるべきといった原則です。

三つ目は、FRANDのロイヤルティーというのは、部品の価格におけるコストの要素でありますので、下流に転嫁されるべきといった原則が示されております。

あと、最終製品レベルでライセンスする場合につきまして、その部品のサプライヤーが合法的に部品を製造できるようにするために、下請製造権といった解決策が提示されていたり、あるいは部品レベルでライセンスをする場合には、部品の用途に応じて異なるロイヤルティーを課すことができるように、例えば部品のレベルでライセンスした場合に、その後のライセンスは不要だという消尽の原則を少し変えるような立法措置が提案されていたり、こういった内容の報告書が先月に示されていることの御紹介でございます。

事務局からは以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、議事に関係する有識者からの御説明ということで、資料2について、NTT株式会社の川添研究企画部門長よりお願いいたします。

○川添研究企画部門長

皆様、こんにちは。大変貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

NTTで研究開発を見ております常務の川添でございます。

今日、私からお話をさせていただきたいのは、もしかしたら、ほかの皆様方、あるいはここでの議論から少し飛び抜けた話になってしまうのかもしれないのですが、今、NTTが考えておりますIOWN構想、これを御紹介していきたいと思っております。

ICTの分野は、この委員会でテーマとなっているものにおいては一部だと思っておりますけれども、その中のBeyond 5G、先ほど委員の皆様のお意見にもあったとおり、Beyond 5Gをどう捉えていくか、それに向けてどういう戦略を考えるかというところで、NTTの中で考えていることとさせていただきます。

Beyond 5Gといったときに、今は2班に分かれていまして、Beyond 5Gというものは今の5Gの延長線上、ある意味5Gプラスみたいなものなのか、あるいは6Gだとするかで大きく戦略が異なってきます。Beyond 5Gを5Gプラスとしたい人たちは、今の5Gで基本的には勝った人たちです。多額な投資をして、いろいろな技術を取得して、それでシェアを取っている人たちは、Beyond 5Gは5Gプラスだと思うでしょうけれども、まさに今回、Beyond 5Gにおいて、日本がもう一回復活するのだと考えるのであれば、それを6Gと捉え、大きなイノベーションがないと駄目だと思っているわけです。そういう話をさせていただきたいと思います。

次のページをお願いします。今回のコロナにおいて、デジタル側が非常に重要だと言われておりますけれども、このデジタル化が今までの考え方では、例えば情報を人間が理解しやすいようにするために、デジタルサンプリングして、エンコードして、レコードして、それをインターネットで流すということを基本的に考えてきましたが、これは確かに効率がよくなって、使っていない情報を使えて、いろいろなものが便利になっていくという方向のデジタル化はありますけれども、この中でまさに右側にあるような新しい価値を生み出すデジタル化、そこを含めて考えていかないと、先ほど言ったようなBeyond 5Gが6Gになるという基本的な流れをつくれなと思っています。

価値を生み出すデジタル化というのはどういうものなのかを簡単に御紹介します。お花が二つ見えていると思いますけれども、左側は人間が見ているサクラソウで、右側はハチが見ている同じサクラソウなのです。今のデジタル化で右側のハチが見ているサクラソウの情報を取り出せるかということ、取り出せないのです。幾ら解像度を上げて、右側の花には見えないのです。

なぜこういう違いが出てしまっているかということ、価値観の違いです。人間は花をきれいに見たいのですけれども、ハチはきれいに見る必要がなくて、どこに行けば花の蜜を集めることができるかということで、彼らの目は紫外線が見えて、偏光が見えて、それによって場所が抽出できるような形で情報の取得をしているということでございます。

次のページをお願いします。これは寿司ネタでおいしいシャコですけれども、シャコは生物界で最強の視覚システムを持っているのは、皆さん、御存じですか。

次のページをお願いします。人間は三原色、いわゆる赤、青、緑が見えるのですけれども、シャコは何と12色を見分けることができる受容体を持っています。さぞかしシャコは物をきれいに見ているのかということ、実はそうでもないのです。

何のために12色を見分ける受容体があったのかということなのですけれども、人間は上のように三原色から中間色を脳の中で作り出して、物を認識して、それでアクションを決めて行動を起こしています。一方、シャコの場合は12色の情報を脳の中に取り入れて、中間色をつくらずにそのまま物を認識してアクションを起こすのです。これが、何を意味しているかということ、時間です。処理に必要とする時間が極端にシャコの場合は短くすることができるという情報の処理の仕方を進化の過程の中で取得しているということなので

す。

次のページをお願いします。次にイルカなのですが、イルカは人間と全く違う情報の伝え方をしているというのは、皆さん、御存じですか。今、写真に出ているように、水上に顔を出して人間とコミュニケーションをするときは、人間と同じように声帯を震わせて声を出しているのですけれども、水の中で仲間のイルカたちと会話するとき、例えばあそこにいるイワシの群れをみんなで一網打尽にしてやろうなどというときは、全く違うメカニズムを使って情報の伝達をしています。

そのやり方は、ここにあるとおりなのですが、鼻の奥にある鼻囊というものを震わせて、その音をダイレクトに上あごの骨にぶつけて、それを集中させるためにメロン器官という脂肪の塊みたいなところに当てて方向を制御して、自分の仲間のイルカだけに情報が伝わるようにして音を出しています。情報の伝達の仕方が全く違うのです。

次のページをお願いします。これを生かしてやったものがあるのですけれども、時間がなければ飛ばしますが、見ていただきましょう。音は出ていますか。音が出ないと意味がないので、飛ばしてしまいましょう。

何をやったのかというと、前のページに戻ってください。イルカと同じように全く違う形で音を伝えるという技術を考え出すことに成功しましたということです。

これはどういうものかということ、我々は音の研究も長くやっているのですけれども、特定の場所に音場をつくることを目指す研究をやっていましたが、なかなかできなかったのがついにできたということなのです。

どういうやり方かということ、一般的なスピーカーは、要は共鳴で音を膨らませる空間を使って、それで音を大きく出すのですけれども、そういうスピーカーの箱みたいなものを全部取っ払ってしまって、ここにあるようなバッフル板という板を使って、先ほどのイルカと同じように、上あごの骨みたいなところに音を当てて音を出すという、スイートスポットをつくることに成功しました。これをやると、そのエリアだけでしか音が聞こえないということができたのです。

これは結構シンプルな技術なのですが、こんなにシンプルだったら、もしかしたら、世界でこんな特許があるのではないかということで調べました。私たちNTTの研究所で一つの技術を考案したときに、半年ぐらい特許調査をするのですけれども、これについては1年ぐらいかけて調べたのですが、全くその技術がなくて、それで申請に至ったのですけれども、こういう技術によって、先ほどのイルカみたいな情報の伝達の仕方ができるということに至ったわけです。

次のページをお願いします。何を言いたいかということ、こういう形でいわゆる私たちは、どちらかということ、人間中心の世界で価値を考えていましたけれども、全く違う価値がこの世界、地球上にはあって、こういうものを環世界と呼ばれていますけれども、こういういろんな環世界の情報を使っていくことは、今後、非常に重要ではないかと考えております。

ただ、この話は非常に難しいことがこれを見ていただくと分かる通り、今、インターネットのトラフィックは、このような勢いで伸びています。昔に比べると190倍ぐらいです。それに伴って処理をするデータ量も90倍で、ITの機器で使っている消費電力も12倍ということで膨れ上がっているのです。先ほど私の言ったような話をやるというのは、より一層情報を使っていく流れになっていくので、こういうことをしていくにしても、これをどう解決するかということが問題になります。

何よりも非常に深刻なのは、右下なのですけれども、いわゆるムーアの法則の限界を既に迎えているということなのです。御承知の通り、ムーアの法則は18か月ごとに集積度が倍増していく形なのですけれども、これが今、同じ一つのLSIの中に集積できる集積も進まないというのは、いわゆる熱の問題が限界に来ていまして、動作周波数を上げたりしないと、集積を増やすことができないので、これが解決できないと、今までの私たちのICTの進化、進展というのは、これがベースにあったものに対して、ここに来てボトルネックができてしまったものでございます。

次のページをお願いします。そこで、NTTではこれを解決する上で非常に重要だと思う持続可能な技術革新を進めていきたい、Innovative Optical and Wireless Network、IOWN構想というものを一昨年の5月に発表いたしました、今に至っているということです。これについて、簡単に御紹介していきます。

次のページをお願いします。NTTでは、1960年ぐらいから光の研究をしてきました。主に皆さんが御存じなのは、いわゆる光ファイバーを使った光の情報の伝達の部分なのです。先ほどの例でいうと、イルカの情報の伝達のところだと思うのですけれども、それに加えて、私たちは先ほど示したハチとか、シャコのような情報を処理するところでも光の技術を使えないかということを経年研究してきました。

これがなかなかできなかったのです。伝送の部分ではできても、処理の部分ができなかったということで、私たちが目指したのは、ここにあるとおり、光と電気をいかにして融合できるかということの研究開発をしてきました。

現時点できているのは、左下のCOSAと呼ばれているところでして、昔は光と電気の変換は大変大きな装置、システムが必要だったのですけれども、今はここにあるとおり、一つのワンコインサイズのデバイスで、光と電気を変換することがついにできたのです。この技術をどんどん上のレイヤーまで上げていこうと計画しています。

昔の光と電気の変換ポイントというのは、いわゆる私たちのネットワークの中にありました。皆さん、御承知の通り、インターネットというのは、IPルーターを使っています。IPルーターは電気の処理です。電気の処理をネットワークの中でして、電気の形で情報処理基盤に引き渡していたものを、この図にあるとおり、光と電気の変換ポイントをどんどん中に向かわせようと思っています。

最初のステップとしては、上にあるとおり、基盤の中に光から電気に変えること、さらにその次にはCMOSのチップ間も光でやり取りします。究極はプロセッサの中にまで光の

技術を入れてしまおうということです。

プロセッサの中で一番電気を使っているのは、いわゆる情報のやり取りをしているIOと呼ばれているところなのですけれども、ここの部分を光で処理をして、論理的な演算をするところは電気の処理をするという、いわゆる光電融合型のプロセッサを世界でいち早くつくり上げたいと考えているところです。

これをやれば、先ほど言ったムーアの法則の解決に至るとということなのですけれども、この研究開発はなかなかうまくいかなかったのですが、ついにその見込みがついたということなのです。ここにあるとおり、超高速かつ超低消費電力の光トランジスタというものを2019年4月にNTTは世界で初めて発明することに成功いたしました。この超高速と超低消費電力を両立する技術は、世界の研究者が長年追い求めていたのですが、なかなかできなかったもので、この光トランジスタをつくり上げることができたということです。

単位は分かりにくいのですけれども、ビット当たり1.6フェムトジュールという超低消費電力でこういう処理ができるということなので、先ほど御紹介した今の一番シビアなネットワークである、いかにして消費電力を下げ、熱の問題をクリアして、ムーアの法則の限界をさらに飛び越えていくような技術革新を進めることができるかという観点で言えば、もはや電気の世界から光の世界に向けた新しい基盤に置き換えていってしまおうと考えたということでございます。これがIOWNの中核の内容でございます。

次のページをお願いします。これをやることによって、例えば消費電力は100分の1ぐらい、さらに伝送容量125倍、遅延時間も光でやると、途中で言っていたようなデジタルサンプリングして、エンコードして、圧縮して、インターネットに通してということがなくなりますので、200分の1ぐらいの遅延時間にすることができるのではないかと考えているところです。

次のページをお願いします。これをやってさらに具体的なところを簡単に御紹介していきたいと思っておりますけれども、今のコンピューターのアーキテクチャーというのは、処理が足りないと、左側にあるとおり、サーバーを増やして複数のサーバーでやり取りをします。この間をIPパケットでやり取りをしているというやり方なのですけれども、これを抜本的に変えて、右側にあるとおり、光トランジスタ、光のインターフェースを使って、光で全てをやり取りするとなると、CPUとか、メモリー、GPUなども含めて、これを分散して配置することができます。ディスアグリゲータッドコンピューティングと呼んでいますけれども、こういう形でつくり上げると、今まさに問題になっている電力をどうやって下げていくか、それを解決しないと、これ以上の情報処理基盤をつくり上げることができないことに対する一つの解ではないかと思っているところでございます。

次のページをお願いします。これができると、まさに今日の委員会の標準必須特許という議論に関係してくると思うのですけれども、今、なぜこういう標準必須特許が注目されて、そして、それをちゃんと位置づけてきたかというのは、企業側からの立場からすれば、多額な投資をして、例えば5Gの基地局に必要なLSIをつくって、それは物すごく大規模

なLSIになっていますから、それをいかにリスクを減らして展開できるかという企業的な戦略判断をする上で必要なものであったことだと思うのです。

この図にあるとおり、例えば固定のネットワークで必要なハードウェア、移動のネットワークで必要なハードウェア、こういうものをつくって、その中で標準必須特許をつくってやっていくということだったと思いますが、今日、御紹介したIOWN構想というのは、これを全てひっくり返してしまって、ある意味ゲームチェンジをするということなわけですけれども、光電融合型の新しい高機能汎用ハードウェア、私たちはスーパーホワイトボックスと呼んでいますけれども、こういうハードウェアをつくり上げて、あとは全てソフトウェアで実現できる世界にもっていきたいということです。

これをやることによって、今回、5Gのシェアを取っているのは、例えばエリクソンとか、ノキア、サムスン、ファーウェイなどですけれども、彼らは多額な投資をして技術を開発して、標準必須特許を取って、それで5G基地局をつくり上げてきましたが、このアプローチを次の時代でもやるかといったところで、そういう進め方もあると思いますが、今回、全く新しいアプローチで、光電融合型のものを使って、超強力なハードウェアをみんなで作くり上げて、その上に様々なソフトウェアを実現していくというアプローチに向かいたいという内容でございます。

次のページをお願いします。そのために私たちNTTだけではできないので、NTT、インテル、ソニーと一緒に、昨年の1月にIOWN Global Forumというものを立ち上げました。NTTから提案したのですけれども、インテルも入って、今、見ていただいているとおり、主立ったICTの企業は、例えばマイクロソフトとか、オラクル、シスコなども含めて入っています。当然日本の企業もトヨタ自動車さんなども含めて入っていただきました。

日本から生み出された新しいグローバルフォーラムという形なのですけれども、41社と書いてありますが、今は50社近く、既に増えている状況でございます、ここに加盟している企業がどんどん増えております。

入っている皆さんは、今の電気の世界に限界を感じて、次の光の時代に迎えたいということで入っていただいているということで、この内容は、今、つくり上げてきた基盤を全てある意味、先ほどから説明しているとおり、新しくしていくというアプローチなので、その中で生み出されていく技術、知財も含めて、もう一回ちゃんと考えていこうということをやっています。

次のページをお願いします。IOWN Global Forumは、私が初代会長をやらせていただいております、ここにあるとおり、グローバルレベルでインテルの人とか、ソニー、あるいはデル、マイクロソフトというような方々にディレクターにいただいて、進めております。

次のページをお願いします。この中でどのように知財を考えていくかという内容で言えば、確かにこのグローバルフォーラムの中でも、License to allとか、Access for allという議論もありますが、基本的にはpatent peaceな状態で、みんなで進めていこうという

形でやっております。

当然ながらフォーラムと言えども、企業が入っていれば、企業それぞれの戦略があつて進めていくので、どこの部分をオープンにして、どこの部分をクローズにしていくかというところで進めている状況です。

次のページをお願いします。IOWN Global Forumの話なのですが、ある意味デファクトスタンダードを目指していますが、併せてデジュールもどうしていくかということも考える必要があることは思っております。通信の世界で言えば、ITUがデジュールスタンダードになっているのですけれども、ここにおいてもうまくデファクトスタンダードとデジュールスタンダードを両立させていくことが、最終的には世界に大きなマーケットをつくっていくところにつながると考えているところでございます。

時間ですが、私、17時に出なくてはいけないので、大変早口になってしまいました、これで失礼させていただきます。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございました。

今、お話にありましたように、17時までということでございますので、この後の質疑応答については、NTT株式会社のIOWN推進室担当部長兼R&Dビジョン担当部長の荒金様に対応いただけることになっておりますので、後ほどよろしく願いいたします。

次に資料3について、創英国際特許法律事務所の設楽弁護士より御説明いただければと思います。

○設楽弁護士

私は、現在、弁護士をやっております。元裁判官で、元知財高裁所長です。

ただいまBeyond 5Gという大変夢のあるお話の後に裁判例の話とか、非常に現実的な話になって恐縮です。

私の今日の話は、目次に1～7まで用意しましたけれども、1～4ぐらいまでは、皆様がよく御存じのお話ですので、主に5、6、7辺りを中心に話をしていきたいと思っております。

1ページ目は、御存じの内容ですので、省略します。

復習になりますが、アップルとサムスンの知財高裁大合議判決が2014年5月にありましたが、これは現在でも実務の指針になっていると思っております。復習しますと、基本的にはライセンスを受ける意思を有する者、Willing Licenseeに対しては、差止め請求は権利の濫用である。また、FRANDロイヤルティー以上の損害賠償請求も権利の濫用であるという判断をしました。

意外と見過ごされているのは、次の下の段のライセンスを受ける意思を有しない者、Unwilling Licenseeに対しては、原則に戻り、FRANDロイヤルティーを超える損害賠償請求も、差止め請求もできることを判示しておりまして、後段が意外と忘れられている気がしますので、念のための復習です。

2015年、ちょうどその翌年に知財高裁は、模擬裁判を開きました。アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの裁判官に来てもらって、アップル・サムスンの事件と類似の事案でど

うという判断になるかと聞いたのです。

レジュメに示しましたように、アメリカもeBay最高裁判決で請求棄却ですし、イギリスもProportionalityで棄却、ドイツもその後に出たCJEU判決を予想して請求棄却、すなわちEU競争法の支配的地位の濫用に当たるという判断です。フランスも第三者のためにする契約で棄却、日本もWilling Licenseeに対しては権利濫用で棄却ということで、この当時は、国際的にみてもSEPによる差止め請求は難しいという国際模擬裁判の結果でありました。

ただ、先ほどもありましたように、Unwilling Licenseeである場合には、また違うことになるということで、それがその後の判例に出てきております。

また、損害賠償請求については、先ほども説明がございましたけれども、スマホ全体の販売額か、その中のチップの販売額か、そのどちらで料率を算定すべきかというのは、アメリカの場合、非常に大きな争点になるということがその当時から報告されていきました。

日本の知財高裁の判断は、このページの下にありますように、総売上げ、最終製品の売上げなのだけでも、通信機能の特許の貢献度という概念を認めて、それにロイヤルティーをかけるという、ちょうどアメリカのEntire Market Valueか、SSPPUの中間で、Entire Market Valueなのだけでも、特許の貢献度を考えるという判断をしました。私自身は、アメリカのケースでは非常に激しくSSPPUか、Entire Marketかで争われますが、どちらかというところ、この知財高裁の折衷説の考え方のほうが実務に合うと思っております。

その後、CJEUが判決を出して、FRAND SEPの行使について一定の手続を示しました。特許権者は、いきなり訴え提起をしては駄目で、まず書面でFRANDの条件のライセンス料の提示をすべきである。それに対して、実施者は真摯に対案の提示をすべきである。EU特有の担保を提供すべきである。このような手続的な判示をして、そういう手続に従わないと、FRAND SEPによる差止め請求は支配的地位の濫用であるという判断をしました。これが2015年7月です。

その後、この判決を忠実に守るかのような傾向が比較的続いていきましたが、現在では違ってきているということは後ほど紹介します。

アメリカは、現在もあまり変わっていないと思うのですが、先ほど出たようにeBay最高裁判決でもともと差止めの判断は出にくいのですが、もう一つは、米国の連邦地裁は、第三者のためにする契約を認めますので、SEPホルダーがETSIなどと契約しますけれども、その契約が第三者のためにする契約であり、ライセンスを受けたいという人が第三者として手を挙げれば、ライセンス契約ができるというのが第三者のためにする契約です。どういうロイヤルティーなのかは決まっていなくても、それは裁判所が決めればよいというのが、この考え方です。

この考え方は、アメリカ、イギリス、フランスでは有力ですが、2に書いてありますように、日本とドイツでは、この考え方は取られていません。準拠法は、ETSIなどはフランス法なのですが、各国で考え方が分かれているところの一つです。

ここからは今日の話の一つのポイントですけれども、欧州における新しい判例の流れと

して、イギリスの最高裁のUnwired Planetとファーウェイの事件が去年の8月にありました。それはどういう判断かというのは、2017年11月に一審のHigh Courtが判断したものがベースですので、これをまず説明します。

この判決だと、FRAND宣言して、ETSI等と契約をすれば、それは第三者のためにする契約として有効だということは述べたのですが、この判決の大きな特徴は、2番目にありまして、相当長い期間のトライアルをやりまして、これまでの過去のライセンス契約を分析しました。

通常は、クロスライセンス契約を分析しても、お互いクロスですので、FRANDレートはよく分からないのですけれども、それも専門家証人を使って証言をして分析した上で、FRAND料率をスマホの売上げの8.8%と認定しました。FRANDのライセンス契約の地域的範囲は全世界であるという判断も明確にしました。

この根拠は、実務上のライセンス契約が全世界なので、英国の裁判所もそのように認定したということです。

④が非常に特徴的なところなのですけれども、裁判所はFRAND料率を認定して、それを法廷で宣言をしまして、Unwired Planetとファーウェイに対し、裁判所が認定したのはFRAND料率なので、それでライセンス契約をするか、しないかと聞きました。

Unwired Planetはそれを受諾し、ファーウェイはそれを拒否しましたので、Unwired Planetの差止請求は、支配的地位の濫用には当たらないとして、裁判所は、イギリス国内における差止命令を出しました。注目すべき点は、今まで差止命令が出にくかった状況において、裁判所が認定したFRANDロイヤルティーを受ける、受けないという場面をつくったことによって、差止の判決が出やすくなったということです。

また、この事件では、ある1社に対しては、特別に低い料率でライセンスしているという争点もあったのですけれども、その辺は特殊の事情があれば、低い料率のものがあったても、FRAND違反ではないという判断もしております。

この一審の判決が高裁に行って維持されまして、最高裁に行っても、結局、結論は維持されましたので、一審の判断方式というのは、イギリスの裁判所のこれからの判断の枠組みになると思います。

最高裁は上級審ですので、かなり争点が絞られていまして、主に4点ぐらいです。

イギリスの最高裁判所は、まずグローバルなFRAND料率の認定をすることはできるかという点が争われたのですけれども、特許の有効、無効は各国ごとに判断するのですが、FRAND料率というのは、契約上の問題なので、これはイギリスの裁判所はグローバルなFRAND料率の認定をできるという判断をしました。

なぜそこが争われたかということ、イギリスの裁判所がグローバルなFRAND料率の認定をして、実施者がそれを拒否すると、差止命令が出るわけです。ですから、差止命令を避けるためには、そこでグローバルなライセンス契約を締結しなければいけないことになることから、イギリスの裁判所がそこまでやっていいかということで上告の争点になりました。

最高裁は、契約の問題なのでできるという判断をしました。

②ですけれども、このケースでは、特許権者がFRAND料率を1社に対して低い料率でライセンスをしていたのですけれども、FRAND料率というのは、特許のポートフォリオに対する客観的な市場価値であり、特殊な状況で低く合意したことがあっても、それと同じ料率である必要はないし、FRAND違反ではないという判断もしました。この辺は、CJEUが示したFRAND条件の遵守手続きに対し、割と柔軟な解釈を示してきています。

英国最高裁は、CJEUの判決について、一言で言うと、柔軟に解釈していいと言っているわけです。すなわち、事前協議もしないで、いきなり差止め請求を出せば、CJEUの判決に違反するけれども、本件のように、結果的には裁判所が認定したFRAND料率をUnwiredは受諾していますので、それによる差止め請求は、支配的地位の濫用ではないという判断をしました。このように、英国最高裁は、CJEUの枠組みを柔軟に解釈することになりますし、裁判所が認定したFRAND料率を受託しているかどうか大きなポイントになります。

④ですけれども、私は個人的に注目していますが、Unwiredは、エリクソンなどから特許を譲り受けた、いわゆるNPEです。ですから、特許の実施はしておりません。NPEなので、結局、実施料をもらえばいいのではないか、差止めは脅しの手段ではないかという問題もあったのですけれども、UnwiredはFRAND料率を受諾しましたので、差止請求を、脅しの手段としているわけではない、かつ損害賠償請求だけでは、特許権者にとって適切な代償にはならないとして、差止請求を認容しました。したがって、④もイギリスの裁判所は、今後FRAND SEPについても差止めを認めるという流れになっていくと思います。

同じ頃、昨年5月にドイツの最高裁でもSisvelとHaierの事件があります。これはデュッセルドルフの高裁が1社に低い料率でライセンスをしていたことから、FRAND違反だということで差止請求は認めなかったのですけれども、それが②に書いてあることですが、FRAND料率の提示ではないということで、CJEUの判決の枠組みに反するとして請求を棄却したのですが、最高裁は、CJEU判決を柔軟に解釈して、特殊な状況下での低い料率は、非差別要件に違反しないと判断しました。

また、SisvelはNPEで、NPEについてドイツとイギリスの最高裁のいずれも差止め請求を認めたというのが注目すべき点です。

その後、ドイツの地裁でもDaimler社を相手に差止請求を認容したものが出ております。その反動で、ドイツ連邦議会では、特許法に権利濫用の規定を設けるべきかを議論されています。

なお、デュッセルドルフ地裁は、License to allの問題についてCJEUへ付議をしたのですが、これはもうちょっと先にならないと判断が出ないということです。

時間が押しているかもしれませんが、License to allと特許訴訟の構造に移ります。

①裁判はこのように侵害かどうか。

②特許に無効理由があるか否か。

③FRAND宣言は、第三者のためにするライセンス契約か。

④その余のライセンスの抗弁があるか。

⑤誠実な権利者か、不誠実な実施者か、Unwilling Licenseeか、これを過去の交渉結果等を見て決める。

こういう構造になっております。

何が言いたいかといいますと、次のページですけれども、仮に自動車とか、最終製品が侵害だという場合には、特許訴訟では侵害行為をしている者に対して、差止及び損害賠償ができるために、部品のサプライヤーも被告になり得るけれども、最終製品を売っている自動車メーカーも、その被告になり得るということです。

先ほどの抗弁で見ましたように、第三者のためにする契約は、ドイツと日本ではライセンスの抗弁になりませんし、英国でもUnwiredの判決を見ると、裁判所が認めたFRANDロイヤルティーに実施者が従わないと、差止めは認められることになっております。アメリカでは、依然として差止めは認められにくい傾向が続いていると思いますが、しかし、認められないわけではなく、必要に応じて認められるということです。

ドイツと日本では、誠実な権利者か、Unwilling Licenseeか、この辺が大きなポイントになってきて、特許が侵害で無効ではないという場合には、最後はこの点が大きな争点になります。イギリスは先ほど述べたとおりです。

ETSIなどの規約では、License to all the third partiesということが書いてあるのですけれども、サプライヤーか、最終製品メーカーのいずれにライセンスすべきかということころまでは、明確に書いてあるわけではないです。したがって、今までの裁判所の傾向からすれば、最終製品が特許の対象である場合には、最終製品メーカーに対して差止めが認められる可能性があるということです。ですから、仮に最終製品メーカーが、部品メーカーがライセンスを受けるべきであり、自分たちはライセンスを受けないということを明確にしてしまうと、Unwilling Licenseeという認定につながるリスクが大きいので、最終製品メーカーもUnwilling Licenseeにならないように、SEP Holderと交渉をすべきだと考えます。

現状では、AVANCIがドイツの幾つかの自動車メーカーとライセンス契約をしておりますけれども、具体的にはTCU搭載の自動車に対して、1台当たり15ドルでライセンスをしています。TCU搭載自動車に対して15ドルのライセンスが合理的なものかどうかというのは、そこは一つの争点になっているようです。

自動運転の5Gとは違いまして、運転とは直接関係のないところでのTCU搭載ですので、TCUを搭載することによって、自動車の価格がどの程度アップするのかということ、その辺の議論が必要だと思っています。

5G、IoTになって、いろんな業界に5Gが飛び火していくときにどうするのか。FRAND SEP Holderというのは、今、AVANCIだけでも37社とか、38社と言われておりますから、そこに入っていない会社も入れると40社以上です。海外のいろんな会社といちいち個別に交渉してライセンス契約を締結するのは、私が考えると現実的ではないし、コストと時間がかかり

ますし、個別にやると累積ロイヤルティーが高くなると思います。

したがって、AVANCIのような、そこに行けばワンストップでライセンス契約ができるというもの、すなわちパテントプールは、制度としては多分必要なのだらうと思います。ただ、AVANCIといっても、プライベートな会社ですから、課題は幾つかあるようには思いません。まず、5Gについては、複数の有力な標準必須特許権者が加入していないという問題があって、ライセンスとしては、AVANCIと契約して全部終わりかというところ、そうではないというところが一つです。

AVANCIが提示するFRAND料率は、現在の15ドルは、4Gまでですので、この後、5Gの通信技術を利用する自動運転の自動車が5Gを利用するようになったときに、FRAND料率が幾らになるのかということが課題になります。そこは優越的地位の濫用が問題になってくる可能性はあるということで、独禁法的なコントロールは必要なのかと思います。

さらにはパテントプールとワンストップで契約するというだけで終わるということではなく、実際には特許訴訟、あるいは仲裁による紛争解決も生じるでしょうから、今後生じる種々の問題について、裁判所の判決によるルールづくりも必要だと思います。

以上です。どうもありがとうございました。

○渡部座長 どうもありがとうございました。

それでは、続いて、資料4については、パナソニック株式会社の徳田知的財産センター所長よりお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○徳田知的財産センター長

パナソニックの徳田です。よろしくお願いたします。

パナソニックの知財センターの所長という立場なのですが、実はもともと松下通信工業からパナソニックモバイルという会社において、最後はずっと携帯電話事業における知財の責任者をやっております。携帯電話がちょうど3Gに移行し、いろいろと知財紛争を抱えていた時代に知財の責任者をやりました関係もありまして、そういった知財の立場から、モバイル事業でどういうことが起きていたのかを振り返りますと、当時、華々しく起きたことは産業構造の変化だったのではないかと考えています。その辺りを私なりに分析したのですが、かなり偏った目なのかもしれないのですが、説明をさせていただければと思っております。

先ほど川添様からBeyond 5Gであるとか、6Gという話がありましたけれども、ジェネレーションが第2世代からずっとあります。もともと第1世代というのは、いわゆるアナログの電話で、デジタル化されたのが第2世代。恐らく1980年代に規格が策定され、1990年代ぐらいから、こういった携帯電話が市場に出始めたもので、日本はPDCという方式で、海外では、特に欧州を中心にGSMです。根っこの技術は似たようなものなのですが、それぞれ活用の仕方が違って、エリアによって違った方式で携帯電話の普及が始まったことになります。

第2世代のPDC時代の途中からドコモさんが中心になって、iモードを開発し、今、携帯

電話でいろんなメールが見られたりとか、一部制約はありますけれども、ウェブの閲覧ができて、ニュースを見ることができたりとか、最終的にはいろんな電子決済もできるようになっていった。特にPDCからワイドバンドCDMA (W-CDMA) の変化というのは、この頃から今もずっとそうなのですけれども、より効率的に電波を使う、より一つの周波数にたくさんの人たちが電波を使い合えることと、高速で伝送ができるというのが大きな狙いになっています。なので、どんどんいろんなものが見られる、要はデータがたくさんやり取りできるというのが、第3世代になってiモードがどんどん進化していったということになります。

一方で、海外のGSMもそこからW-CDMAへ展開をするのですけれども、もともとはノキア、モトローラ、先ほどからずっとありましたエリクソンがグローバルの市場を席卷していた状況で、W-CDMAへの展開は若干遅れたような状態で始まりました。ドコモが第3世代のときには世界に先駆けての市場開拓をし、特に端末の高機能化を図っていった状況になります。

実はスマートフォンは、2007年ぐらいから登場し、そこから2010年にかけては一気に花開いていったのですけれども、この辺りでどういう産業構造の変化が起こっていたのかとといったところを下に書かせてもらっています。

第2世代から第3世代に移行するところは、圧倒的に通信技術をどれだけ早く開発し、それに載るiモード等というのは、高機能になっていけばなるほど、その上で使われるオペレーティングシステムが高機能化しないといけない。これをより早く開発するところに、当時は競争力の源泉があって、特にパナソニック、あるいはNECさんは、そこにかんりの開発投資をして、通信技術、OSの開発に注力をしていきました。

第2世代とか、第3世代のように世代と書いてあるのですけれども、通信技術というのは、毎年アップデートされていきます。なので、通信技術というのは、一度開発したら全部賄えるのではなくて、毎年いろんなところで修正をかけて、どんどん新しくしていけないといけないことになっていますので、実は開発投資がものすごく負担になっていく。しかも、OSのソフトの開発をどんどんやっっていけないといけないので、かなり過大な状態になっていきます。

一方で、使われるお客さん、ユーザーから見ると、そのところは変化があまり見えないのです。一気に全体が変わっているようには見えない中で、むしろ、使い勝手であるとか、カメラが載るとか、テレビが載るといったところのほうが、お客さんから見たときにはより分かりやすい違いになっていきます。

垂直統合をやっっていくときに、通信技術であるとか、OS開発に対して過大な投資をやっっていくにもかかわらず、お客さんから見たときには、実はだんだんと競争力を持たなくなっていった、使い勝手のところに開発投資をしているところのほうが優位になっていった。そのことで、シャープが一気に中盤から抜け出して先頭に立ったというのがこのときに起こっていたことです。開発の投資に伴ってできてくるものと、それに伴ってお客さんへの

アピールにずれが生じると、開発は非常にコスト化してしまい、さらに競争力を喪失するというのがこのときにありました。

これがスマートフォンになったときにもっと大きく起きてくることになります。スマートフォンというのは、今は通信技術のところはばらけていますけれども、当時はクアルコムが通信技術を担い、グーグルがOSを提供する。通信技術とOSのプラットフォームを提供することによって、これはモジュール化されて、一気にグローバルでの水平分業が進みます。そうすると、当時、最初はHTC、その後、サムスンがこれを使って、さらにはファーウェイ等々がこれを使いながら、一気に大量に端末の販売ができるようになっていきます。

国内マーケットだけに特化していると、当時、100万台ぐらいが生産台数の数量なのですけれども、グローバルベースになって、1000万台ベースで製造販売がされることになってくると、開発コストはあまり変わらないので、圧倒的にたくさん売れるところのほうが利益を大きく取れる状況がこのときに起きたことになります。

これというのは、実は過去に起きてきたケースでいうと、知っておられる方は少ないのかもしれないのですけれども、NECさんがPC9800などをつくっている、富士通さんがFM-7、FM-8をつくっていた。それがIBMコンパチになり、さらには「ウインテル」という話になってきて、インテルとウインドウズのOSのプラットフォームができてくるところとほぼ同じことが起きています。垂直統合によってできることは、一気にスタートダッシュをかけることが出来、どんどん高機能化をすることもできます。ただ、磨き上げられて、パッケージ化されてくると、逆にグローバル展開が非常に難しくなって行って、そのプラットフォームを提供できない状態になってくる。そうすると、後から来たようなグローバルモデルに対しては、競争力をどんどん喪失する。

恐らく新幹線が海外へ出ていこうとすると、パッケージで売らざるを得ないところで、競争力があるのか、ないのか。技術的には進歩しているのだけれども、非常に受入れが難しいということと、iモードには恐らく同じようなことが起きていたのではないかと思います。なので、産業構造がどんどん変わると、投入した開発リソースというのは、技術者はそんなに急に転用ができないので、コスト化していきます。しかも、新たな市場であるとか、ルールが形成されると、そういった技術であるとか、パッケージがいわゆる我々はカニバルという言葉をよく使いますけれども、既存の優位性の変化に対応ができなくなって、恐らくドコモさんもiモードがあるがゆえに、スマートフォンへの対応が遅れました。端末ベンダーはさらにもっと遅れていくことが起きたのが2010年前後ぐらいだったと思っています。

この当時の通信規格特許のSEPに関していいますと、およそ先行企業が後発の企業をたたきに行くことが一般的に起きています。我々も先行の欧米企業からは結構仕掛けられましたし、逆に我々は後発の企業に対しての特許紛争を仕掛けたりということもあります。これが一般的なルールなのですけれども、一方で、業種間、クアルコムなどのチップベンダーと端末ベンダーの争いもありましたが、大体端末に取れんすることのほうが多かったで

す。

設樂先生からありましたアップルとサムスンのケースも、背景にはアップルとグーグルの争い、すなわちOS間の争いがあったはずなのですけれども、結果的にいうと、OS間の争いよりも、ハードウェアに対する権利主張のほうがかしやすいくということもあったのではないかと思います。アップルとサムスンの争いにすり替わっていったこともあって、最終的には端末ベンダーの中での負担が恒常的になっていったというのが、この頃の実態になります。

現状、我々がこれを見る限りにおいては、第4世代から第5世代になっていく中、IoTの進展ということで、先ほどからも話題になってはいますが、いろんなプレイヤーが入ってきます。特にサービス、IoTから使われるモノからコトへと我々はよく言いますが、もはや既に収益の源泉は、サービス事業のほうがかより多くの収益を上げるようになっていきます。IoTの進展によって、プレイヤーがどんどん複層化、あるいは多様化していくこともあります。この後、別所さんからも恐らく話があると思うのですが、自動車産業で具体的にはどのようにこれが使われていくのかといったところが課題になってくると思っています。

これを産業構造から見ると、先ほどもあったように、産業構造がどんどん変化するし、新しい市場形成がある中では、今、日本にとって一番有利に進んでいる内燃機関の技術的な優位性が今後の電動化であるとか、自動化の中でどのように対応されていくのかというのは課題になると思っております。

SEPの取扱いというのは、先ほどもありましたように、第3世代、第4世代では大体端末で負担していたようなものであれば、恐らく最終製品である自動車への負担と流れているのですけれども、ここに関していうと、SEPの活用は、我々にとっては抑制的なやり方で解決するほうが本当にいいのかどうかということと、上にありますように、収益の源泉は、実はコトに進んでいますし、プレイヤーがどんどん増えている状況で考えると、新たな解決の方法を考えたいほうがいいと感じています。

SEPに関する各国の動向は、先ほど設樂先生からもいろいろとありましたし、ちょっと細かいので、詳細は割愛させていただきますけれども、どちらかというと、欧米中心にSEPに対してあまり抑制的ではない方向には進んでいますので、この辺りも認識しながら、我々としては、できる限りイノベーションを促進していくという意味では、このグローバルルールを前提に競争力を検討していくことが必要だと考えます。

今、産業構造はこんなふうに見られるのではないかと、かなり模式的に表しています。

真ん中にありますように、実は通信系のところもあれば、その右側にあるように、スマートファクトリーもあれば、モビリティサービスの形もありますし、ここでいろんな人たちがいわゆる通信規格特許を使っていく、あるいは通信技術を使いながら様々な事業が展開される。一種のインフラとしてやっていますけれども、実はこの技術に対して、青の

ラインになりますけれども、開発投資あるいは標準化、それに伴う特許の取得という投資に対しては、かなり大きな投資が必要ですし、こういったプレーヤー、様々な人たちに使われることで産業が大きくなって中では、その回収をどうやっていくのかといったところが大きな課題になると思います。

様々な人が利用し、収益されている中でのロイヤルティーの回収というのは、広くいろんな人たちからの収益を考えても、回収を考えても、おかしくないと思っています。真ん中のところのいわゆるコト、サービス事業はどんどん規模が拡大していきますし、右側のプレーヤーもどんどん増大する中では、いろんな人たちからのサービスも含めて、受益に応じて公平に負担するような仕組みを考えていく、多段階の配分みたいなものを考えていったほうが、よりスマートにこの問題が解決できるのではないかと考えています。

こういった受益に応じた負担を実現するためには、既に設楽先生などからも御指摘があったかと思うのですが、消尽というものがあります。サプライチェーンの上流でライセンスを受ければ、下流はライセンスが不要という主張もあるのですが、これだけプレーヤーが増えてくる、あるいは階層が多層化してくる中では、この問題というのは見直して検討したほうがいいのではないかと考えています。

もう一つは、価値評価なのですが、特許制度はどうしても物を中心に考えているのですが、方法の使用による収益ももう少し価値評価をしても面白いのではないかと考えています。物についての算定方法、算定ベースというのはいろんな蓄積があるので、そちらに偏るのは分かるのですが、これをベースに方法による使用に対してどのようなロイヤルティーを課すべきなのかといったところの議論は、皆さんで深めていただければと感じています。

知財制度そのものは、イノベーションを促進するというインセンティブ機能がありますので、この発揮という点で考えると、繰り返しになりますけれども、AI、IoTでいうと、どちらかというと、サービス、ソリューション事業、コトの事業に対しての拡大、運用、こういったものについて、我々の事業もこちらへ展開していく中では、やはりそういったものをしっかりとやっていくことが必要なのではないかと思います。

あとは、産業・事業ですが、PCであるとか、携帯電話で起きたことは、パッケージで事業を立ち上げたものをグローバル展開しようとしているのですが、そちらの流れでいくと、恐らくうまくいかないというのは、この何回かで見えてきたことだと私は思っています。ましてや日本のグローバルベースでのGDPの比率も大分下がっていますから、日本で成功したものを海外へ持っていくという段取りは、恐らくうまくいかない。そうであれば、グローバルベースでのマーケットで事業・産業みたいなものを当初から考えて展開していくときには、知財制度自体が、日本で何とか立ち上げてから展開していくものを助長するというのは、むしろ避けたほうがいいのではないかと考えております。先ほど提案させていただいたような多段階でのシステムを逆にグローバルベースで提案をしながら、日本の産業あるいは事業が世界に先駆けて展開される状況をつくっていく形のほうが望まし

いと考えていますので、今回こういった形での提案をさせていただきました。

私からは以上になります。

○渡部座長 どうもありがとうございました。

それでは、最後に資料5についてですけれども、日本自動車工業会の別所知的財産部会長よりお願いいたします。全体的に押しぎみなので、すみませんが、よろしくをお願いします。

○別所知的財産部会長 それでは、私から御説明させていただきます。

本日の説明に際してでございますけれども、既に徳田さんからいろいろと御説明がありましたので、重複するような部分ははしょっていきたくと思います。

私ども自動車業界の立場でございますけれども、技術革新のスピードが目覚ましくて、既存のルールでは対応できない状況です。

通信技術を使った製品・サービスの事例を通じて、自動車が注目されてきて、異業種間と言われるような通信関連特許の問題についても、自動車にスポットライトが当たっている状況でございます。皆様もおっしゃっていましたが、今は自動車に当たっているのですが、今後はIoT社会の実現に際して非常に広範な産業が関係してくることで、日本の産業はリアルには強い現状だと思いますけれども、こういったものとサイバーの融合によって生き残るために、調和の取れたルールメイキングが必要だと私どもは考えています。

たまたま長期にわたる広範な影響のある課題の先頭として、自動車産業があるわけですが、バランスの取れた課題の解決に向けて取り組みたいと思っています。

私どもの基本的なスタンスでございますけれども、公共財である標準規格の策定と利用に関しまして、以下の3点で社会全体の便益を高めたいと思っております。

技術と社会の大きな変化に対応した仕組み、サプライチェーンの中で適切な人がフェアな対価を負担する透明性の高い仕組み、さらには安全で安定した広範な利用を促す、発展させる仕組みが必要だと考えております。

今、申し上げたものを五つの 이슈 というところで、以下、御説明させていただきたいと思えます。

ここは先ほど来ございましたので、割愛させていただきます。

技術と社会の大きな進化・変化でございますけれども、既に御案内のことでございますが、2026年には140兆円の規模になると言われています。このような様々な中で、自動車はこういった位置づけでございます。

これも先ほど川添様の説明にもございました、急激に。

これも設楽先生や徳田さんの説明にもございましたけれども、自動車業界に関するSEP訴訟がたくさん起きています。

行使と実施のバランスでございますけれども、こういったものを見ますと、どうしても特許件数で行使に重きを置くようになっておりますが、一方で、FRANDでライセンスを受けるといったバランスを考えて規律をつくるべきであろうと思えます。

誰がライセンスを取得できるかということで、御案内のことかもしれませんが、自動車における通信技術のサプライチェーンです。

自動車は3万点の部品から構成されます。

TCUの中にNetwork Access Device、あるいは通信ベースバンドチップがあるわけですが、ほとんどこの中で実施されています。

自動車メーカーは、通信ベースバンドチップの技術詳細に精通しておらず、Tier1サプライヤーに対して、所定の規格（2-4G）準拠製品納入を依頼するのみでございます。

ここにデザインが出ておりますが。現在、どう使われているか。徳田さんのプレゼンでもありましたけれども、価値評価でいきますと、スマホが月平均で7ギガバイト使われていまして、私どものTCUは0.25ギガバイトでございます。

サプライチェーンの構造です。これも御案内のことと思います。自動車メーカーをOEMと申しますが、100社以上ございます。TCUをつくれるTier1サプライヤーは、数十社でございます。Network Access Deviceのサプライヤーは、より少なくなっている状況です。

他のIoT産業のイメージでも同様でございます、このようなことであれば、上流にライセンスするのが効率的だと思います。

ライセンスポイントで判断する際の考慮点でございますけれども、以下の五つほどがあるかと思えます。標準規格のほぼ全てです。あるいはライセンス活動の効率性であれば、今、申し上げたようなピラミッドの構成です。交渉の生産性であれば、サプライヤーが、生産的ではない。ロイヤルティーに関する判例との整合性、こういったところに整合的だと思っております。

これも既に御案内のことですが、License to allと書いてありますので、これを読んだサプライヤーは、素直に考えると、誰にでもライセンスが約束されているということで、当初行ってきたわけでありまして。そういったサプライヤーの正当な期待は、十分に保護されるべきではないかと思えます。

なぜ最終製品、自動車にということなのですかけれども、これはSEPの中でのことですが、高い製品で計算すればロイヤルティーが高くなるということです。1台300万円、スマホの100倍ぐらいの値段でございます。市場でいえば、スマホが年間十数億台、自動車は1億台です。それでも10倍の市場の差があると思っております。

必須性です。これもよく議論されるわけですが、以下のレポートになります。この部分を満たしている特許というのは、逆に言えば、宣言されているものの50%から90%、ほとんどは必須でないということでございます。

これは設楽先生のお話の中にもあったかと思えます。北欧の会社をA社としています。彼らが特許をこういったNPEに譲渡して、譲渡人に還元される仕組みもございます。そうした行為をドイツの裁判所は、No more Wild Westと批判したこともございます。

FRANDでライセンスすることを約束しているSEPということですが、重要なのは先ほど申し上げましたようなNPEに売却して、別の方面からもプレッシャーをかける、差止めを脅し

にSEPホルダーの要求に従わせるという構造もございます。体力のある会社、例えば、同様のことが起こったので。

AVANCIのプールの比較です。幾つか不透明な部分があるということと比較したものでございます。MPEG 2 Videoとの比較ですけれども、特許リストの公開、あるいはロイヤルティ金額の公開、必須性の検証、パテントプール外の個別のライセンス、標準条件からのディスカウントについては、交渉や訴訟をすれば、ディスカウントがないということもございます。不明確な内容がありますので、こういった部分の透明性を高めることが。

標準規格の広範な利用という意味では、こちらにありますように、環境が必要だろうと思います。先ほど徳田さんがおっしゃっていたようなサービス事業の受益者、これは中小企業に限りませんけれども、するという考え方もあると思います。

そういった意味では、これは総務省の資料でございますけれども、各分野の国・地域別の市場シェアでいきますと、赤い部分が日本でございますが、IoT分野ではシェアがあるわけでございます。したがって、この部分をさらに高めるようなルールメイキングが必要ではないかと思う次第であります。

まとめになります。標準規格や特許は必要かつ重要であると考えています。

重要なこととして、目的は新しい多様な製品・サービスを実現し、より豊かな社会を築くことでありましょうから、標準規格や特許をいかに用いてバランスの取れた制度とするかという施策が必要だと思えます。

御清聴どうもありがとうございました。

○渡部座長 どうもありがとうございました。

それでは、今までの説明についての御意見をいただく時間とさせていただきたいと思えます。少し時間が押ししておりますけれども、ぜひ多くの委員の皆さんから御意見をいただきたいと思えますので、コンパクトな御発言をお願いしたいと思えます。どなたからでも結構でございます。川上委員からお願いします。

○川上委員

NTTさんの説明は、電子回路から光回路へということで、スケールの大きな話でわくわくしました。

専門外ですので、全くの素人の想像で申し訳なのですが、完全に光回路の世界に移行して、ゲームチェンジを起こせるとしたら、最初は光ルーターが近いと思えました。次にサーバーやPC、さらには携帯電話のようなモバイルデバイスに使用されるロードマップなどになるのだと思えますが、そういうブレークスルーが起こるターニングポイントは何なのかということを見ると、最小限必要なのは、光ディスク、光CPU、光メモリー、光NICがきっと必要なのでしょう。そうすると、この話でNTTさんをはじめとする日本企業が特許競争で優位に立つためには、有力なそれぞれの分野の既存プレーヤーにそういう技術を採用してもらうを願っているだけでは駄目で、自分たちでハードをつくって、自らゲームチェンジを仕掛けていかないといけないのではないかと思います。

例えば光ルーターで打倒シスコとか、打倒ファーウェイを目指す。光メモリーの量産化に多額の投資をして、工場をつくって、市場をサムスンから取り戻すとか、CPUもインテルさんに採用を願うのではなくて、ARMから設計を買ってきて自分たちでつくってしまう、そういうことをやらないと主導権争いにそもそも参加できないのではないかと思います。そういうメーカーも含めたオールジャパン的な動きは起こせないものなのではないでしょうかというのが、一つ目の質問です。

もう一つ、資料3の設楽さんについてなのですが、FRAND宣言について、パテントプールにぜひやってもらいたい態度だと思うのですが、逆にパテントプールに入っていないと差止めができるということであると、パテントプールに入らないほうが得だということになり、強力な権利を持っているプレーヤーはそうしない戦略が可能になってしまうと思いました。FRAND宣言をしているパテントプールは、訴訟などで何らかの有利がある、逆に入らないと不利がある、例えば訴訟の手間がかかる割に高額なロイヤルティーが判決では認められにくいとか、そういうインセンティブ設計がないと、実際にはワークしないのではないかと思いますので、そういうことは実際に起こっていないのか、そういう議論があるのかということについて教えてください。

以上です。○渡部座長 2件とも御質問だと思いますけれども、まず一通り御意見などをいただいてから、時間を見て質問の回答を行うということにしたいと思います。

次に、竹中委員、お願いいたします。

○竹中委員 設楽先生、徳田様、別所様、短時間に日本、アメリカ、欧州の最近の判例ですとか、業界の動きを御紹介いただき、ありがとうございました。

IoT時代のSEPライセンスでパテントプールが大変重要な役割を果たすという点で、設楽先生の最後のスライドにありましたけれども、私も同意見であります。

欧州委員会の専門家の報告書でもパテントプールの重要な役割が強調されていますし、アメリカのFCT対クアルコム的事件でも、取引コストを低減することによるライセンス活動の効率性にに基づき、パテントプールはコンペティティブ、競争促進的と判断されております。特にAVANCIにつきましては、別所様のスライドで引用されていたライセンスの内容で、独占禁止法の問題はないとして、米国の司法省からもお墨つきを得ています。なるべくたくさんさんのSEP権利者に早くパテントプールに参加していただくことが重要だと思います。

さらに徳田様が発表なさったように、日本が6Gの革新技術提供者としての地位を確立して、維持するためには、SEP権利者がIoTの恩恵を受けるエコシステムの全てのプレーヤーから公平に開発投資の回収を行うメカニズムが重要になってくると思います。そのようなメカニズムの一つとして、産業分野ごとに実施者側のパテントプールではないのですが、交渉団体をつくるということは、欧州委員会の専門家からも提案されております。そういうものも考えていったらいいのではないかと考えております。

ただ、これも設楽弁護士から御指摘がありましたけれども、市場占有率が高い同業者が集まるような場合、また、市場のマーケットパワーを持った企業が集まることになります

ので、独占禁止上の問題もにらみながら、一方で取引コストを最低にしていくことのできる団体交渉のメカニズムをつくることが重要になってくるかと思えます。

SEPライセンスにつきましては、経産省でも研究会を立ち上げ、対応策を議論していると理解しております。本委員会では、特定の産業分野に限らず、総務省をはじめとした関係政府機関の専門家から広く意見を聞き、未来志向でIoT時代のSEPライセンスの在り方を議論してきました。知財戦略本部におきましては、政府機関及び産業分野間の利害関係の調整役として、国家戦略、Society5.0の実現に向けたリーダーシップを発揮していただければと期待しております。

以上です。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございます。

今、手を挙げていらっしゃる方は、ほかにおられますか。久貝委員、お願いします。

○久貝委員

ありがとうございます。

今日、4人の先生方のお話を聞きまして、大変参考になりました。初めて聞くような話も多くて、大変ありがたいお話だったと思います。

本当はNTTの方にも、設楽先生にも御質問したいのですが、あえてお二人に絞って御質問をさせていただきます。

まず最初は、パナソニックの徳田さんのお話なのですが、資料の4ページ目で、産業構造の変化に対応した特許ロイヤルティの在り方を検討すべきだというお話がありましたが、ここにありますものを見ますと、左側に開発の投資があって、右側にそれを回収しなければいけない、ロイヤルティを通じて回収するということであつたのですが、これは非常に多くのプレーヤー、あるいはユーザー業種が様々だということですが、従来のような投資の回収の仕方、つまり物を見て、消尽の制限がある中で回収するというやり方では足りないのでしょうか。なかなかうまくいかないということなのでしょうかという質問です。

投資をするのは誰かということになりますと、日本企業もそうですけれども、海外の企業も当然投資をして、そこに内外で競争があると思います。投資の回収ができるかどうか次の投資につながっていくという意味で、そういう観点から見て、新しい回収の仕組みを考えないといけないかどうかということ、もう少しお話をいただければありがたいです。

それから、4人目の自工会の別所さんのお話も、状況が大変よく分かってありがたかったのですが、この資料でありましたのは、自動車におけるサプライチェーンの中で、自動車車体メーカーは通信ベースバンドチップの技術詳細に精通していないので、Tier1にそこを委ねるということだったので、もちろんそういう状況もあると思うのですが、他方で、先ほどの事務局の説明だと、特許権利者と特許実施者側、つまり自動車サイドと最終製品のメーカーの間では交渉が行われていないと聞いておりますけれども、

その理由は、今の自工会の資料に書いてあるようなこともあるのだろうと思います。

その資料の中の前のページの自動車業界に関するSEPの訴訟状況を見ますと、世界中で訴訟が行われていて、例えばドイツですと、ダイムラーと書いてありまして、これは最終製品メーカーだと思うのですが、ドイツではこういう交渉のテーブルに着くというか、裁判になっているのですが、こういうことは日本ではなかなか起きてこないのだろうか。SEPの交渉が必要だという状況である。そのときに、最終製品メーカーが出ていかないと、日本の場合、そういう技術の活用において、出遅れるのではないかという心配はないのだろうかということが気になりましたので、もしお答えがありましたら、大変ありがたいということです。

長くなりました。

○渡部座長 ありがとうございます。

そうしましたら、立本委員までお願いします。

○立本委員 筑波大学の立本です。

質問ではなくて、全部コメントです。三つあります。

一つ目は、今日、4人の方に発表していただいたのですが、分かりづらい大前提があったと思うのですが、川上委員にお話ししていただいた話にも関係するのですが、今日プレゼンテーションしていただいたSEP、標準必須特許という言葉は難しく、今日お話ししていただいた方の中でもばらばらだったのですが、FRAND宣言下のSEPの権利行使、FRAND宣言というのは、フェアで合理的で、かつ第三者に対してノンリスクで、合理的なパテントロイヤルティーを認めますみたいな、そういう宣言ですが、FRAND宣言下のSEPの話とそうでないSEPの話がごちゃごちゃだったと思います。フォーラムとか、コンソーシアムでは、FRAND宣言をそもそもしていないフォーラムとか、そういうSEPは随分あると思います。それらがごちゃごちゃに議論されていて、本当はあれだと思いました。

FRAND宣言下のSEP、今回のものに関しては、本来的にそれほど問題ではなくて、今まで問題だったのは、FRAND宣言下で何ができるのかということなので、いろいろと訴訟が起きていたという理解なのですが、マネジメントの立場からいえば、FRAND宣言をもうしているのです、それ以上のことができないという意味では、問題がないと思います。

もしも問題があるとする、FRAND宣言下の特許権利者の権利を著しく狭めると、そもそも標準規格の特許が含まれたときに、SEPホルダーの協力が得られないということが起きるので、そこはバランスが重要だと思います。私の理解では、2000年以降、そのバランスは随分取られていると理解しています。

二つ目に、4人の方の一つの話として、Access for allとLicense to allの話が出てきたと思います。Access for allは、実務的にいえば、最終製品に対してロイヤルティーをかけます。License to allは、部品に対してライセンス料率のパーセンテージをかけます。実務的にはそうなると思うのですが、心配だったのは、ユーザー産業としての自動車産業がLicense to allにしますと主張したいのは分かるのですが、これからBeyond 5G

の特許権利者側になると思われるNTT、フォーラムの側が、どの立場なのかがよく分からなかったというのは問題だと思いました。私の理解では、開発投資をするのであれば、権利者側になるわけですから、Access for allになるのは当然だと思うのですが、その辺が明らかでなかったのがやや意外でした。

三つ目に、先ほど申し上げたFRAND宣言下のSEPに関しては、既に随分バランスが取られていると思うので、産業政策として政府がコメントする必要はない。そもそもそういうことに対して要らないような気もしています。

一方で、特許権の権利行使に関して、政府の関与が必要ないかということ、そういうことではなくて、現在、産業地政学的にいうと、新興国の産業が海外に出る。特許紛争が次の20年では随分増えると思います。具体的にいうと、中国の産業が海外に出るときに特許紛争が増えるということは、目に見えているわけなのですが、そういうときに例えば政府のスタンスとか、そういうものを決めておかないと、本当はいけないのではないかと思います。

具体的には、中国は2020年に改正特許法を出していますけれども、一部の条項を見ると、例えば域外適用できるような条項が入っているように思います。なので、こういうところをモニタリングするとか、日本の産業界として、特に研究開発投資をする、つまり権利者側になるという理解の下で、どういうコメントが必要なのかということは必要だと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

まだ御発言があるようなので、先に委員の方の御発言を優先します。喜連川委員、杉村委員の順番でお願いします。喜連川委員、お願いします。

○喜連川委員 喜連川です。

大学ではあまり聞かないような生々しいお話を聞かせていただきまして、ありがとうございました。

その中で、徳田様がおっしゃられたことは、私みたいに脳細胞が少ないと分かりやすいのですが、要するにノーベル賞もそうなのですが、関与するプレーヤーが両サイドで非常に大きく増えてくるのです。インベーターサイドも相当数が増えるし、受益者サイドも相当数が増える。これをどういうふうに利益再配分するか、負担再配分するかという一つの数学のモデルを考えるということではないか。非常に抽象的に言うと、そういうことになるのではないかという気がしまして、そういうものは、税金もユーチューブも著作権もアルゴリズムに今なされているので、そういう観点からすると、小谷先生の図の構造でもお貸しいただけると、もうちょっとデータ駆動的にできるのではないかという気がして、そんな研究をしている方もおられるということで、単なる質問です。

以上です。終わりです。

○渡部座長 どうもありがとうございました。

杉村委員、お願いします。

○杉村委員 ありがとうございます。

本日は、川添様、設樂先生、徳田様、別所様、貴重なレクチャーをいただきまして、ありがとうございます。

その中で、おっしゃられたとおり、日本企業のSEPの保有件数というのは、グローバルに見て、現在は相対的に高くないと思っております。SEPを使用している日本の企業は、SEPの保有件数を積極的に増やしていくべきであると考えますので、そのようなアプローチ支援が必要なのではないかと思います。SEP使用者でもあり、権利者でもあるという立場で、ライセンス料率の世論形成をする際の議論をすることが、納得感のあるライセンス料率を導くことになるのではないかと思います。したがって、SEP使用者であって、かつ権利者でもある企業が集まったプールの設立を目指していく後押しが必要なのではないかと考えております。

それから、我が国の産業構造からしても、どのような条件でのライセンス条件が日本の産業の振興にとって、マクロで望ましいかという視点に立脚して考えていかなければならないと思います。先ほど別所様がおっしゃってございましたように、今後はIoTやクラウドAIなどのサイバーの分野と化学材料や装置などのフィジカルな分野との組み合わせで、勝機をつかんでいく視点が日本産業の振興につながると考えます。

米中やドイツで幾つかの判例がございます。≡他国での判例や状況等も見据えながら、産業界の情報も収集した上で、我が国での考え方の方向性を早急に検討し、世界に発信していくことが重要だと考えております。そのための司令塔として、知的財産戦略推進本部が中核を担い、官民が一体となって検討していくことが、まず必要なことではないかと感じております。よろしく願いいたします。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほかに御発言はございますか。小谷先生、お願いします。

○小谷委員 喜連川先生と同じように、こういうことに全く疎くて、なかなか吸収できなかったのですが、聞いていてモノからコトへというお話が、これまで数学と他分野の連携ということ考えたときに、いつも悩んでいることと非常に近い問題があると感じました。数学が他分野と連携するときの一番大切なところは、アイデアなのです。コロンブスの卵のようなアイデアの背景には非常に専門的な知識や天才的なひらめきが必要であります。

ところが、一旦それを定式化してしまうと、応用が広ければ広いほど、それを簡単にまねられてしまうし、広がっていきます。すばらしいアイデア、提出した人の権利をいかに守るのかは、恐らく特許のような方法ではできないので、逆にオープンにしてしまっ、なるべくたくさんの人に使ってもらって認知・改善され、その人のステージを上げていく全く新しい物の考え方をする必要があります。

モノに関しては、アイデアがあっても、それを実現するために、たくさんの投資や実現

に幾つかのハードルがあるので、特許で守れると思うのですが、コトのようにアイデアとアイデアの掛け算で新しいビジネスをつくる場合は、コンセプトやアイデアを広めていくことが大切で、その辺りが日本は上手ではないようです。

喜連川先生が言われたように、掛け算から新しいアイデアが出すにはデータ駆動で探していける可能性もあります。

○渡部座長 ありがとうございます。

山本委員も御発言ということでしょうか。

○山本委員 皆さんのお話はとても興味深くて、本質論の話ばかりで、日本のこれからのために大変重要な議論だと思います。

標準特許の中の通信と半導体の特許というのは、これからの国力のためには必要です。特許というのは、自分自身がある程度特許を持っていて、クロス的な発想でないと、グローバルでは戦えないと思っていました、そういう意味では、先ほど川添さんが説明されたように、光電融合等の新しい技術を新しい半導体でやるということに対しては、国を挙げて参加しなければいけないのではないかと思います。

そして、特許の標準化については、皆さんのいろんな話を聞いて、条件闘争がいっぱいあって、一律には決まらないだろうと思います。過去のいろんな実例を参考にしながら、ケース・バイ・ケースで取り扱っていくしかないと思いました。

例えば過去の3GPPとか、MPEGグループが特許をプールして、利用者側と権利者側でお互いが折半して使い分けをしていって、負担し合ったという成功例もありますので、今回のAVANCIはまだ課題があるけれども、AVANCI的な発想を何種類かつくっていく必要がグローバルにあるのではないかと思います。そのためには日本も国家として、日本政府として、そういうグループづくりに、積極的に世界の中で発言していく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございました。

今、柳川委員、瀬尾委員、林委員の手が挙がっていますので、その順番でお願いします。

もう10分になっているのですが、少し延長させていただきます。もう一件、Create Japanワーキンググループの件がございますので、少し延長になります。

柳川委員、お願いいたします。

○柳川委員

柳川でございます。

手短かに話させていただきます。

非常に重要な御議論が出てきて、私も大変勉強になりました。

この先、例えばこれを詳細に詰めていくところになると、立本委員がお話になったことですが、少し交通整理をして、問題のポイントをあぶり出す必要があると思います。今日は、SEPの定義のところ、おっしゃっている議論の立場の違い、法制度の自由度なり、

どの程度の改革を考えるのかということ、少しずれがあったように思いますので、ここでどこまで具体的なところをフォーカスするかというところは、今後、焦点になると思います。

その上で、皆さんからお話があったように、IoTの時代になってくると、パテントプール、AVANCIのような話を含めて、この辺をどういうふうに組み立てていくかということが一つの焦点になることは間違いないのだろうと思います。その上で、適切な費用の分担というところだけでは、恐らく議論ができないだろうと思っているのが一番難しいところだと思います。

一つは、日本企業として考えたときに、日本企業とは何かという話もあるのですけれども、どういう法制度でやっていくことが、国際競争の中での戦略上の重要なポイントなのか。極端に言えば、勝ち残れるかというところをしっかりと考えないと、ずるずると競争力を失ってしまうところがありますので、ここは理念としての話と少しずれてくる話があるのだろうと思います。

もう一つは、どなたかから御質問があったような気もするのですが、ある種こういうものはインフラ的な投資なので、幅広く分担してもらった仕組みが理念的にいいというのはそのとおりなのですが、一方では、グローバルなプラットフォーム企業などが投資をすれば、そういうものは全部自社内で吸収できてしまうような巨大企業も現れている。そういう中での知財戦略みたいなことをどう考えるのかということも、今、出てきている新しいポイントだと思いますので、いずれにしても、その辺りを含めて、少しフォーカスをした議論ができればと思っています。

以上、コメントでございませう。ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

瀬尾委員、お願いします。

○瀬尾委員 今日伺ったお話は大変興味深いし、普段聞くことのない話で、勉強させていただきました。

細かいところについては、将来性もいろいろとあると思うのですが、今日感じたことが一つあったので、一言だけコメントさせていただきたいと思います。

これまで競争にどう勝っていくか、例えば海外との競争、国内でのいろんな競争の中で、どのように発展していき、知財を生かしていくかということが焦点になったかと思うのですが、自動車産業にまでこれが及んでいくという状況になったときに、競争から利益を生み出すのではなくて、いかに融合して行って、いかに結合していくかというところから利益を生み出す時代、社会がその中で形成されていくような、競争主義的なものとはまた別の方向性で利益を出していく時代に入ったのではないかと感じました。ファンタスティックな言い方で申し訳ないのですが、社会の根本にある動きと方向性がずれてきているのではないかと感じました。

ですので、これまでと同じような感覚ではなくて、いかにまとまっていくかということ

が、社会のためになったり、利益を生んでいくような、そんなことをすごく感じましたので、パラダイムシフトではないですけれども、社会の根底が変わっていくときに、方向性と何のために経済を活性化させるのかについては、考え直さなければいけない時期に来たのではないかと思います。

これは私自身のテーマとしていただいたことで、強く感じたことですので、一言コメントをさせていただきました。以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

林委員、お願いいたします。

○林委員 ありがとうございます。

非常に大事な議論だと思います。また、貴重なプレゼンテーションを頂きありがとうございます。

ただ、本日、御紹介いただいたことは、各国において、判決の紹介、判決を通じて出てきたものについて御紹介いただいたわけございまして、決して各国において、国としての考え方を示したものではないということは、確認しておきたいと思います。

また、欧州委員会の専門委員の意見として、「特定の用途にのみ消尽を認める立法措置など」ということも提案されているという御紹介が事務局資料でございましたが、別に立法措置がされているわけでもありませんし、結果として、その提案の文脈が本当に使われている方法について利益を配分するという形に落ち着くのかどうか、これもまだ分かりません。

そもそも、今現在、「消尽」を定めた立法があるわけではございませんので、消尽を制限する新たな立法をするという議論に行くよりは、今、私が必要だと考えるのは、こうした各国の状況を見ながら、各プレーヤーの意見を今後も詰めながら、山本委員がおっしゃったように、グローバルに議論する場で、日本が仲間をつくって議論をしていくことが必要ではないかと思います。自分で自分の首を絞めるような立法を拙速にしないように、しっかりと考えていくことが必要ではないかと思います。

以上です。

○渡部座長 それでは、田路委員も手を挙げていらっしゃいますので、田路委員、お願いします。

○田路委員 時間が押している中での発言、恐縮です。

途中まで今日の議論のポイントを絞りづらかったので、発言がためらわれた感じだったのですけれども、権利者の権利行使の自由度を担保するという大原則が前提にあっていると思っています。

一方で、権利をいかに利用・活用していくかという観点はすごく大事です。ただ、権利の保有者からすると、投資の回収機会の自由度とか、担保が絶対に必要なので、そういう意味でいうと、差止め請求という行為自体がもう少し動く仕組みが常々必要だと思っていました。

今回、権利者側からすると、SEPに入る、入らないという議論と、SEPに入るイコールFRAND宣言がひもづくのかという議論があります。それに自分たちの権利を持っていくときには、交渉プロセスとか、回収機会自体が効率化できるということが最大のインセンティブになるので、そういう観点から、これまでのライセンス活動は、どうしても製造原価との見合いで交渉が進んでいくという流れが常にあったのですけれども、ライセンスという考え方、権利の回収方法を製造原価に持っていかないような枠組みがあったら、権利回収の仕組みはもっと自由にできるのではないかと常々思っています。

そういう意味では、飛躍した議論なのですけれども、製造原価ではなく、知財戦略を国家戦略にする場合の回収方法を、税金みたいな仕組み、そういった枠組みに切り出してやるという方法がないのか、専門家の方々に御意見をいただきたいということがございます。

私からは以上になります。

○渡部座長 ありがとうございます。

4人のゲストのみなさまからお話いただいた内容についての御質問もございましたけれども、時間が来ておりますので、こちらについては、事務局から後でお話いただいたゲストの皆さんにお問い合わせて、今後の議論のために是非お答えいただきたいと思っております。すみませんが、御協力いただければと思います。

それから、まだ御発言いただけていない委員もいらっしゃると思います。今日の議論はかなり重要なところでございますので、これも引き続き事務局に御意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局はそれでよろしいですか。

○吉弘企画官 承知しました。

○渡部座長 それでは、もう一件、Create Japanワーキンググループの報告ということで、議題2がございまして、資料6の説明をお願いいたします。

○吉弘企画官

時間が押しているので、早く終わらせようと思います。

クールジャパンの今の議論の状況について、御説明をしたいと思っております。

2019年9月にクールジャパン戦略を策定し、昨年、具体化に向けた議論を行っている中でコロナが発生し、多くの前提が崩壊もしくは変更されたという問題意識を持って、昨年の知財計画2020の中では、新型コロナがクールジャパン関連分野に及ぼす影響について十分に分析をした上で、その結果を踏まえてクールジャパン戦略を再構築することが書かれております。

特にデジタル化・オンライン化のようなものに加え、世界の人々の行動だったり、思考の変化や日本のブランドイメージに対する変化を十分に調査し、分析する必要があるということで、有識者の方々と意見交換を行いながら調査をしてみました。

その詳細については、次回の構想委において御説明しようと思っておりますが、現在のところ、今後のクールジャパンを考える上で、追加すべき要素、強調すべき要素として

は、人々の価値観の変化が一つの柱としてあるのだろう。特に自然やエコ、SDGsみたいな社会課題への取組に対する意識が急速に高まりを見せておりますので、こういったものをどう取り入れていくか。これまでも必ずしも無視をしていたわけではないのですが、フロントランナーとして前面に出していたわけではありませんので、こういった部分をどう取り入れていくかというのが一つです。

二つ目は、インバウンドが大きく崩れておりますので、インバウンドの立て直しと、物販を含めたアウトバウンドをいかに活用して、インバウンドとアウトバウンドのいい循環を再構築していくかという視点です。

三つ目は、デジタル技術を使った新たなビジネスモデルの創出です。

この三つがCJ戦略の再構築に当たって、考慮・追加すべき要素だと今の段階では考えて、田中里沙先生に座長をしていただいているCJWGで、先々週と今日の昼に議論をしております。

次のページですが、細かいところの説明は次回に回そうと思っておりますが、前回の議論と今日やった議論をまとめてみると、クールジャパンというのは、相手は外国人であります。基本は日本自身が日本の魅力に気づいて、自信を持って発信するということなので、インバウンドが途絶えている中で、日本の魅力を見つめ直すいい機会として、これをどう活用するかといった部分や、価値観が大きく変わる中で、将来の社会像を踏まえたあるべき未来について前向きなメッセージを出すべき部分、地方や中小企業が持つノウハウや知識、本物の日本の魅力はクールジャパンの重要な資源であって、その利活用や若い人の感性の活用をどう図っていくかということが重要であるといった御意見をいただいております。こういった部分も含めて、今後もうちょっと議論を深掘りした上で、次回の構想委において、もうちょっと詳細な御説明ができるように、作業を進めてまいりたいと思っております。

私からは以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

こちらについても御意見があるかと思っておりますので、後ほど事務局から拾わせていただきますが、この場で短いコメントがございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。梅澤さん、どうぞ。

○梅澤委員 今日のワーキンググループでも申し上げたのですが、衰退あるいは絶滅の危機を迎えている文化産業を徹底的に支えるというメッセージを最初に出していただいて、その上でウイズコロナあるいはアフターコロナの中でどういう進化を遂げていくかという議論をすることが大事だと思っております。後ろのほうにコメントとして書いてあるものの、多くの方は1枚目の紙を見てメッセージを受け取るので、そこも最初書いてあることが大事だと思っております。重ねて申し上げたいと思っております。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほかはよろしいですか。後ほどこれも意見を拾わせていただきます。

そうしましたら、時間が来ておりますので、本日の会合はここまでとさせていただきますが、本日の議論について、田中局長からコメントをいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○田中局長 まずもって、今日プレゼンテーションをいただきました、川添さん、設樂さん、徳田さん、別所さんに、プレゼンテーションの準備も含めまして、大変本質的な材料を御提供いただきましたこと、感謝申し上げたいと思います。

それぞれ違った角度から材料を提起いただいています、ポジションも若干違った御意見をいただいておりますのですけれども、今日、委員の皆様方の御意見を聞いていて、大きな意味で目指すべき大義というところにおいては、共通事項があると深く感じております。それはたった一つです。これからの大きなイノベーションを支えるための研究開発費並びにそのコストというものは、勝ち抜くためには相当大きなものが必要になってきて、それを回収するために何がベストかというところに立ち戻って、紛争処理の在り方であるとか、あるいはSEPの行使や負担の分配の在り方のメカニズムを考える、この1点に尽きるのだと思います。

そのためには、生み出されるものに対して相当なインセンティブがないと、これは生み出されてこないということでもあり、また、グローバルにIoTの領域が決定的に重要になってくるということからすれば、それが社会実装のスピードをどれだけ上げられるかということと同時に、ソリューションプロバイダーとしてのチームを確立していかなければいけないということでもありますので、そのためにどういう処理の仕方がいいのかということに尽きるかと思っております。

今日、一番危機感を感じますのは、Unwilling Licenseeという立場で時間が経過していくということは、非常に大きなリスクであるということを感じて、この議論を進める必要があると思います。そのためには、どうやって円滑なネゴシエーションをしていく必要があるのか。今日のお話でも、パテントホルダーからの議論の材料提供に問題があるという指摘もありました。逆の方向の話もあると思います。こういうものをきちっと整理して、どうやったら社会実装に早く入っていけるのかということについて、さらに議論を高めていければと思っております。

それから、クールジャパン、Create Japanワーキンググループにつきましては、今日報告させていただいたこと、委員の皆様方からいただいた御意見にのっとり、さらに御議論を進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございました。

すみません、時間が超過いたしましたけれども、本日の会合はここで閉会させていただきます。どうもありがとうございました。